

## 食品表示一元化検討会「中間論点整理」に関する意見交換会 における財団法人食の安全・安心財団の意見

### 論点 1（新たな制度の目的）

（意見）

- 1 JAS法、食品衛生法、健康増進法は、それぞれ立法の趣旨と法律の目的があり、そのために必要な表示に係る条項を定めている。

食品表示一元化検討会の役割が、既存3法の表示に係る条項を集約し、新たな法律として整理するというものであるならば、既存の3法における法律の目的を新法においても引き継ぐべきである。

- 2 そうではなく、検討会が、食品の表示に係る課題を整理し、新たな食品表示制度の構築を目指すものであるならば、先に表示の拡大ありきではなく、現行制度化での表示の現状を検証したうえで、景表法、計量法等、3法以外の食品に係る法律も含めて体系的に整理し、新たな法律のあり方を検討すべきである。

- 3 新たな法律の制定は、法の執行体制と一体で議論されるべきものである。しかし、消費者庁は、検討会では、食品衛生法は厚労省、JAS法は農水省という二重の監視・指導体制の見直しは行わないと明言している。

現状のまま食品表示が一元化された場合、事業者は一つの法律で、行政目的の違う複数の機関の監視・指導を受けることになり、事業者の負担軽減に繋がらないばかりか今まで以上に現場が混乱することも予想される。

### 論点 2-1（新たな制度での表示事項）

（意見）

検討会が目指す「新たな制度」が、JAS法、食品衛生法、健康増進法の表示に係る条項を集約し、新たな法律として整理するというものであるならば、それぞれの法律が求める表示の役割が終了したわけではないことから、既存の3法における表示事項をそのまま引き継ぐべきである。

そうではなく、検討会が、食品の表示に係る課題を整理し、新たな食品表示制度の構築を目指すものであるならば、現行制度化での表示の現状を検証したうえで、景表法、計量法等、3法以外の食品に係る制度も含めて体系的に整理し、新たな制度での表示事項を検討すべきである。

具体的な例で説明する。

スーパーの生鮮食品売り場で、消費者はマグロのサクと牛肉スライスのパックの表示を見る。両方に解凍との表示があるが、マグロはJAS法による水産

物品質表示基準、牛肉は景表法による食肉に関する公正競争規約により定められている。同じように、両方の商品にユニットプライス（単位当たり単価）も表示されている。食衛法もJAS法も価格の表示に関しては何ら規定していない。ユニットプライスは、牛肉については先ほどの食肉に関する公正競争規約で定められており、そのほかは、県条例等で自治体が奨励している。よくみられる表示違反で、和牛でないものを和牛と表示する例がある。これはJAS法で品質を誤認させる表示として摘発されるが、和牛についてはJAS法では定義していない。和牛は食肉に関する公正競争規約の施行規則で定められている。

この表示に関する公正規約は67存在し、うち食品が37、酒類が7となっている。

## 論点2-2（表示をわかりやすくするためにすべき取組）

（意見）

1 消費者庁が実施した消費者アンケート結果によると、表示のわかりにくさの理由として、多くの消費者が「文字が小さい」「情報が多すぎる」ことを理由としている。消費者は、表示の根拠となる法律をみているわけではなく、包装に表示された文字をみている。

わかりやすい食品表示を目指すためには、考え方2-2-2にあるように、現行の表示内容を検証し、真に消費者が必要とする表示の優先度に配慮した見直しが必要と考える。

2 包装等への表示を補完するものとしてWEBサイトやQRコードの利用が検討されているが、それら手段に対応できない消費者や事業者が多数存在する現状において、義務表示事項の手段として採用することは適切ではない。

## 論点3（新たな制度での適用範囲）

（意見）

1 外食や惣菜産業等は、多種多様で気象の影響を受けやすい食材を日々調達し、消費者の注文に応じたメニュー作りやトッピングなど多様なサービスを行っている。また、街の惣菜店や定食屋から屋台営業まで、多数の中小零細業者が存在するなど、実行可能性と真正性の確保からも、これらの全てに表示を義務付けることは困難。

2 外食や量り売り、ばら売りの洋菓子店や和菓子店等は、基本的に対面販売であり消費者からの様々な要望に対応している。作り手の姿が見えず会話もないスーパー等で販売される大量生産の加工食品と、ホスピタリー産業と言われる業態を、同列にして表示を議論することは現実的ではない。

3 商品情報提供のあり方については、平成22年に、農林水産省による「食品

企業の商品情報の開示のあり方検討会」において、「消費者ニーズに応じた情報提供を行うためには、食品事業者が提供する手段や情報を選択し、組み合わせることが必要。したがって、一定の情報の提供を法令により義務付けるのではなく、食品事業者が自主性を発揮できる仕組みとする必要がある」とする考え方を示している。

#### 論点 4 (加工食品の原料原産地)

(意見)

- 1 原料原産地表示については、平成 21 年に、厚生労働省、農林水産省による「食品表示に関する共同会議」において、表示対象加工食品を「品質の差異が製品に反映されると認識される食品のうち、原料割合が 50%以上の商品」とする考え方を示している。検討会は、この共同会議の考え方をどのように検証し評価したのか。
- 2 表示を通じて消費者に提供される情報の意味が、消費者に正しく伝わらない場合がある。原料原産地表示は、安全性に直接関わるものではないにも関わらず、アンケートでは 6 割を超える消費者が「安全性を確かめるため」と回答している。  
これは、消費者にとって、原料原産地表示がポジティブな選択ではなくネガティブな選別のための情報となっていることが伺えるものであり、原発事故による風評被害解消に産地が大変な努力している中、表示対象の拡大は間違ったメッセージを広げるおそれがある。
- 3 国際的にみても、原料原産地の表示を義務付けている国は少なく、国際規格 (Codex) においても表示すべき事項とはなっていない。
- 4 食品表示は事業者が実施するが、表示事項を拡大する場合、それに伴うコストは消費者も負担するという国民的な合意が必要と考える。また、実行可能性や真正性の確保等、実態を無視したルールは、人為的ミス等による表示違反を誘発することになり、かえって消費者の信頼を損なう結果になることに配慮すべき。

#### 論点 5 (栄養表示の義務化)

(意見)

- 1 そもそも食生活の改善と健康増進は、消費者自身が日常食生活の中で管理するものであり、零細業者に過大な負担をかけて栄養表示の義務を課すことにより解決できるものではない。
- 2 栄養表示の義務を課すために、表示誤差の許容範囲を容認する案があるが、そこまでして義務化する根拠が曖昧である。

- 3 栄養表示の義務化について、小規模業者については配慮するという考えがあるが、消費者にとって表示は事業者の規模に関するものではない。その場合は、任意表示とすべきであり、食品表示は事業規模により法律の扱いを変えるべきではないと考える。